

平成29年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年3月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年3月9日 午前9時 平成29年3月9日 午前11時32分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	淵 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成29年3月9日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 (平成29年3月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
三 苦 紀美子	1. 上水道の老朽化について問う 2. 危険か所の早急な対応について問う 3. 高齢者の運転免許証返納の更なる推進を 4. 海洋汚染物質の一種であるマイクロビーズの処理について

日程第2 議案第2号 江北町犯罪被害者等支援条例

日程第3 議案第3号 江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第5 議案第5号 江北町税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第9 議案第9号 土地の取得について

日程第10 議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)

日程第11 議案第11号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補  
正予算(第1号)

日程第12 議案第12号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第13号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第14号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第15 議案第15号 平成29年度江北町一般会計予算

日程第16 議案第16号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予

## 算

日程第17 議案第17号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第18号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第19号 平成29年度江北町水道事業特別会計予算

日程第20 議案第20号 平成29年度江北町下水道事業特別会計予算

日程第21 報告第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

---

## 午前9時 開議

### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第2回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

### 日程第1 一般質問

### ○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

### ○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。少し寒が戻り、何となく調子が悪いんですが、美声を頑張って質問していきたいと思います。

昨日、本当に皆さんお疲れさまでした。そして、特にきのう、2名の議員の方からございましたように、鳥インフルエンザについては執行部の皆さん大変な思いであったと思います。心よりお礼申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1問目、鉾害復旧工事が終了及び以外の地域で布設後も40年経過した地域が町内に存在すると考えるが、上水道の老朽化についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ、江北町内の水道管の総延長は幾らか。

2つ目、その中で、耐久年数40年を超えた水道管の延長は。

3つ目、40年を経過した水道管の更新率はどうなっているかということで質問をいたしました。早速、29年度の予算に老朽管更新工事として1,758万1千円が計上されておりまして、かなり進むのであろうと期待しながら質問を続けさせていただきます。

問い4、我が町の漏水等によるロスは何%を見込んでいるのか、現状はどうであるか。

問い5、幹線水道管の耐震化は考えていらっしゃるのか。

この5点について質問いたします。答弁お願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

#### ○環境課長（坂井武司）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

江北町内の水道管の総延長は、平成28年3月現在、9万7,445メートルであります。

その中で、耐用年数40年を経過した水道管の延長は1万4,914メートルであります。

40年を経過した水道管の割合は約15.3%でございます。

我が町の漏水等によるロスは何%を見込んでいるかについては、配水量に対して有収水量の差が漏水量になりますので、平成28年度の見込みは18%でしたが、現状では15.7%でございます。

幹線水道管の耐震化を考えているのかという御質問ですが、平成16年度から耐震管であります配水ポリエチレン管を採用し、現在まで老朽管更新事業を進めてきているところです。

#### ○西原好文議長

三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

御答弁、詳しくありがとうございました。とにかくこの1,758万1千円に大いに期待するところであって、再質問がなかなか言い出しにくいところがございますが、漏水としては16%弱ということで、大体専門家は市町では20%ぐらいを見込んでいる中で、我が町は優秀なほうじゃないかと思っておりますので、今後も引き続き気を緩めないで頑張ってくださいと思っております。

その耐震化なんです、そうですね、すぐということはないと思いますが、常々気をつけながら、チェックを重ねながらやっていただければと思っております。

更新率としても15.3%ということですが、全国的にも12.1%ということで、これも我が町のほうがぐんと成績優秀であるということで、心強く思っております。

全ての町職員の方がしっかりと取り組んでいただいていることに敬意を表しながら、この水道管老朽化、とりあえずロスがないように、水道は暮らしに欠かせないものでありますので、どうぞそのことを肝に銘じながら頑張っていただければと思っております。

議長、続いて2問に移ってよろしゅうございますでしょうか。

#### ○西原好文議長

次行ってください。三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

2問目、危険箇所への早急な対応について問うということでございますが、まず質問に入る前にお礼を申し上げたいと思います。

何回かお願いしておりました新宿の危険箇所にイメージハンプといいますか、三角になって立体に見えるイメージハンプを早速対応され、また、横断歩道はできないと言われましたが、青色のすごく目立つ誘導歩道といいたいまいしょうか、それができておまして、後ろに来ております母の会のメンバーたちも非常に子供たちの安全が保たれるということで喜んでおりました。まずもって、子供たちの安全を守っていただき、厚くお礼申し上げます。

それで質問に入りますが、交通安全母の会と有志の方々と4日間、防犯灯、外灯の点検を夜間実施いたしました。私たちから見て必要と思う設置箇所を書き入れ、提出の準備を今しているところでございますので、提出した折には、町長が答弁していただいたように、区の方へお渡ししていただき、設置に向けて御検討いただくようお願い申し上げたいと思います。

以前から危険と感じているという数名の方からお声が届いていた箇所を見てまいりました。ちょうど桜山公園の上り口、特に下り時にカーブの部分に危険を感じるということで、確認をいたしてまいりました。今回質問で、ぜひガードレールの設置をということでお願いしておりましたが、危険を感じている者が後ろにありますが、早速ガードレールを設置していただいているということで、先ほど玄関で聞きました。これほど早いスピード感のある山田町長に敬意を表するところですが、本当に町民の声を届ける議員としてこの10人頑張っているわけですので、その声をこんなにも早く処理していただいたのは何十年ぶりでございますでしょうか、大変心強く思っているところでございます。このことについても早急に対応していただいたということで、答弁は要らないと思いますが、ぜひそのことについて町長にお礼

方々、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。三苦議員の御質問だったと思いますので、お答えをいたしたいと思  
います。

今回、質問の通告をいただきまして、先ほどからお話がありました町道土元の桜山公園の  
入り口のところ、堤のそばから上り口のところの、今ちょっと画面に出ていますけど、これ  
は上から撮ったところですので、おり口ということになると思いますが、この左側のところ  
が、ちょうど左側の擁壁が途切れるものですから、一回右に曲がって左折するのじゃなくて、  
そのまま真っすぐ左折してしまっただけという危険な御指摘だったと思います。その対応  
について御質問をいただくということになっておりました。

それで、実は昨日も話題になっておりました、例えば町有地でありますとか、今回、議会  
の一般質問で質問をいただくところに関連する場所は、全て事前に現場のほうにお邪魔をい  
たしましたし、今回、当初予算で計上いたしております事業に関係する場所も全て現地の確  
認をいたしました。

もちろん、今回、三苦議員から御質問をいただくことになっておりました現場のほうも現  
地を確認いたしたところでもあります。そうしますと、やはり現場は、昼間はそれほどでもな  
いんですが、それと地元の方はよく御存じだと思うんですけども、多分よく御存じない方  
が夜お通りになると、真っすぐそのままおりていってしまっただけ、左折しようとするときにか  
なりの段差があるもんですから、もしかするとスピードによっては車が横転するのではない  
かというぐらいの段差がついておりましたし、実際現地の確認をいたしましたら、道路に脱  
輪をした跡でありますとか、車の底がコンクリートで削られたような跡がありましたので、  
これは確かに危険であるということでありました。そう判断をいたしましたもんですから、  
今回御質問をいただくという通告をいただいたのをきっかけに、幸い少額の工事でもありま  
したので、現年度の予算の中で対応させていただいたというところでもあります。恐らく御質  
問はこの青いところにガードレールをとということでありましたけれども、現在はもう既に  
ガードレールが設置をされております。

何を言いたいかといいますと、昨日も少しお答えをいたしましたけれども、例えば、町民

の方がここは危険だということを現場で発見される。それを議員の皆さん方にお伝えをされる。じゃ、それならばということで議員の皆さんがそれを一般質問の中で言われるということになれば、当然議会まで時間もかかります。そして、今度通告をされて、通告を受けて、私たちがこうして一般質問の中で、現場を見て確認をさせていただきたいということになれば、またそれで時間がかかります。その後に現場を見て、ああ、やっぱりこれはせんといかんねということであれば予算が必要になりますから、次の議会まで待って予算要求をすることになります。初めて議会が終わって、予算がついて、そして発注、それから完了ということになれば、多分現場を発見された町民の方から実際現場ができるまでの間に非常に長い期間が必要になってくるわけですね。もちろん、それだけの時間をかけても構わない、もしくはかけざるを得ないような規模であるとか、内容というのもあると思いますけれども、今回現地を確認したところ、複数回、車をこすった跡もありましたし、確かに危ないということもありましたし、工事費がそれほどかからないということで、現在の予算の中で対応ができそうだという、幾つかの要素が重なってではありましたけれども、今回対応をさせていただいたところでもありますので、ただ、我々ができるのは、お聞きをしてから現場に行くまでの時間を極力短くするとか、実際対策をとるまでの時間を短くするとか、対策をするまでの時間を短くするということはできますけれども、実際私たちのところに届くまでの時間というのも、言ってみれば、ある意味もったいないわけですね。ですので、場合によっては一般質問の通告ということではなくても、ぜひ、もしここは本当に危ないと、早急に本当に対応する必要があるということであれば、議会を待つまでもなく、ぜひ通告をいただきたいなというふうに思います。

そして、あえて申し上げますけれども、それは特定の議員がおっしゃったからするわけでもありませんし、もっと言うならば、議員がおっしゃったからするわけでもありません。もちろん町民の皆さんから直接御連絡をいただくというほうが多分一番、確実に一番早い我々の情報収集手段だと思います。それから後、いかに早く対応するかということが我々役所に任されていることだというふうに思いますし、なるべくいろんなことについてもやはりスピード感を持ってやっていかなければいけないなということを経験したところでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

### ○三苦紀美子議員

本当にスピード感のある——最近だと思います、町長。町長はまだ就任1年ですので、役職の方に聞いていただきたいんですが、例えば、今、町長がおっしゃったことをなるほど私は理解できます。ところが、議員が言ったからしなくちゃいけないとか、町民の方から声が届いたときに、それを真摯に受けとめていらっしゃる執行部の方が何人いらっしゃるか、町長はまだ御存じないと思います。だから、今、町長の町政に対する姿勢で課長さんたちもしっかりとわかっていただいたと思いますが、この通告の前にもろんなことで言っているところも多々ございます。29年度の予算に反映されているかどうか、総括審議のところでも伺わせていただくつもりでおりますが、やっぱりできないことはここで言わざるを得ないんですよ。というのは、町民の方は私が言ったことを、僕が言ったことを本当に行政にあの議員届けてくれたらどうかというような、そういう我々に不信が出てくるわけですね。だから、それを証明するがごとく言うのが、この一般質問の壇上であるとは思っております。ただ、余りにも小さいことを言い過ぎて時間をとるのはもったいないし、かといって、今みたいにスピーディーな対応をしていただくと、非常に我々も、町変わったよねと、本当に後ろに傍聴に来ている皆もそう思っていると思います。これが本当の行政のあり方だと思うんですが、今までは少し、どうでしょうか、悪く言葉を言ったら高崎山のお猿さんのようじゃないかと、よその議員さんたちも自分たちのことをそうおっしゃっていました。そんな感じで、対応がおくれると、そういう悪口のような言葉しか出てこないんですよ。ところが、今、町長がおっしゃいましたように、本当に危険なところは行って見て、そして早急にすべきだという判断を下してのこの対応に、本当にこれぞまさしく誇れる我が町ではないかと思っております。本当に心強く大変ありがたく思っておるところでございます。

続いてでございますが、町道の縁石にぶつかったタイヤの跡がかなりあったと皆さんも現地に行かれたらおわかりだったと思います。あれは多分、夜間のときには特に縁石がわからないということでもありますので、今、国道、県道、町道なんかにしてあります反射材、縁石の上に反射材、きのう警察の方にこれ何と言うんですか、反射材でいいんですかとお尋ねしましたところ、デリネーターと言うそうなんです。でも反射材のほうがわかりやすいでしょうねと言われました。デリネーターというのは、その管轄のところをつけるそうでございますので、あそこはぜひまた早急な対応で車がぶつからないような措置をしていただければと



と思いますが、そのことについてはどうでしょうか、答弁をお願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

三苦議員の御質問にお答えいたします。

ガードレールには一応反射材はつけております。光る青いやつをですね。それとポールと。——あ、縁石ですね。そこはしておりませんが、ガードレールのほうには光る反射材はつけております。

**○西原好文議長**

縁石にはついておらんでしょう。建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

縁石にはついておりません。（「これから、それはということ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

**○西原好文議長**

いや、縁石にこれからつけてもらえますかという内容なので、これから検討できるかというところで。建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

入り口の縁石ということですかね。（「道を曲がったところ、いっぱいタイヤの跡が、こすった跡がありますね。だから、縁石に気づかないで早回りしたとか、昼間はわかると思うので、夜のあれは」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。現地を確認してすぐ対応させていただきます。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

補足をいたします。

物事には3要素というのがあって、Q、C、Dと言うんですけど、Qはクオリティー、Cはコストです。Dはデリバリーなんですけど、何を言いたいかというと、この3要素で大体物事が決まると言われているんですね。今回の件でいけば、どのくらいのことをやらないといけないかというのが言ってみればクオリティー、品質の問題だろうと思いますし、それ

にどのくらいかかるのかというのがコストということだと思います。それともう一つがデリバリーというのは、要は、実際できるまで、配達とかいう意味がありますけどね、時間のことだと思います。ので、本当に緊急にやらないといけないことなのか、どれだけやらないといけないことなのか、それに幾らかかるのかと、もちろんさっきの時間的なことには、それに必要な経費がどのくらいかかるのかとか、実際工事にどのくらいかかるのかと、その時間的な要素と品質の要素と経済的な要素と、この3つがあると思います。

なので、何を言いたいかということ、言ったからすぐ全てがやるということではありませんで、このQ、C、Dがどうなのかということを確認は我々としては早くできます。その中で、この3要素を見た上で、いつ、どのくらいのことを、どれくらいのお金をかけてやるかというのは我々のほうで判断をしてさせていただくということでありますから、今回のいいますと、Qでいえば、ガードレールを設置するというにはこのくらいお金がかかるけれども、現場を見たところ、早急に対応する必要がある、デリバリーがですね、必要があるということだから、今回対応させていただいたということでありますので、補足的に御説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

Q、C、D、説明をしていただきましてありがとうございました。

危険だと言われた声が届いた分は、カーブのところに、ここに縁石があるよということを知るような蛍光をということでございますので、全部それを新宿あたりまでしてくれとは言っておりません。カーブのところ、おりたところが、ここに縁石があるよということを知るためのデリネーターでございますので、一番端っこと、ちょっと先に、2個か3個だと思いますが、コスト的には大丈夫ではないかと思いますが、このことについては町長どうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

お答えいたします。

どちらか特定の箇所を今お尋ねいただいているのか、一般的に道路の端っこにあるちょうどカーブになっているところの端の道路の縁石は運転席から特に、低い縁石だと見えにくいので曲がる時にこすりやすいと、ですので、そこがわかりやすいように反射材を設置したらどうかという一般的な御質問であれば、もちろん安全対策の一環としてこれからも計画的に進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

先進的なことでありがとうございました。あそこには、後ろにも女性たちが来ていますが、団体として食生活改善であったり婦人会であったり、高齢者への訪問、それから配食とかをいろいろと自分たちにできるボランティアの事業として年中行事を立てて、しっかり頑張っていておられます。その方たちがあそこを通るたびに、やっぱり危険だと思われておりますので、町民のためにボランティア活動をする、やりやすい道路にできれば早急な対応をお願いしたいと思います。

以上お願いしまして、次に進ませていただきます。

**○西原好文議長**

次に行ってください。三苦君。

**○三苦紀美子議員**

質問3問目に移りたいと思います。

高齢者の運転免許証返納のさらなる推進をということで、昨日、同僚議員からも質問があったと思いますが、通告しておりましたので、私のほうからも別の観点からお願いしたいと思います。

平成29年度に向け、県も交通事故脱ワーストワンに向け実施計画が打ち出されております。高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、タクシー運賃の1割引きが3月12日より県内で実施されるようでございます。ただし、このときに運転経歴証明書が必要であり、発行時に公安委員会の手数料1千円が必要となります。皆さんに自主的に返納していただくようにこの早期推進のためには、手数料の助成を考えていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

昨日、同僚議員からも自主返納できる環境づくりということが出ておりました。その中で町長もプロの運転するタクシーを利用してほしいとの答弁でございましたので、ぜひこのタクシー券が使えるように、そして、我が町でも1人6千円の30人という予算をそれこそ早急な対応をしていただいて、予算書を見て驚いたぐらいでございます。本当にスピードアップの町の運営に敬意を表するところでございますが、その自主返納できる環境づくりの第一歩として、この手数料の助成をしていただきたいと思います。このことについては町長いかがでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

**○総務課長（田中盛方）**

三苦議員の御質問に私のほうからまずお答えをしたいと思います。

運転経歴証明書につきましては、警察等で運転免許証を返納した際、身分証明書などとして希望される方に手数料1千円をお支払いいただきまして発行されるものでございます。

高齢者が運転免許証を自主的に返納していただく環境づくりを推進する上で、手数料の助成もよいことだと思います。ただ、これにつきましては、行政機関が徴収するものでありまして、できれば徴収する機関が自主返納を奨励するための措置として減免などを行っていただければというふうに考えておりました。町としましては、昨日の坂井議員の質問でも回答いたしましたとおり、新年度より免許証の自主返納者に対してタクシー利用券の助成を今議会当初予算で提案をしているところでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

今のところ、手数料1千円の助成というのは嬉野市だけがやっているようでございます。ほかのところはまだ手つかずの状態でございますが、まず、この500円掛ける12を皆さんがとても喜ばれると思いますが、そのほかに運転経歴証明書があれば、どのタクシーに乗っても1割引きというのが多分行政のほうにも回ってきていますよね。タクシー券、これ。多分来ていますよね。この1割引きというのがありますので、多分車に乗れなくなったら、一時期はすごい、買い物に行くにしても何するにしても一拍置いたような状態が続くと思います

が、タクシーを1回使ったら、ああ、これでやっぱり安全で買い物も行けると、用事にも行けるというような状態のところには少し時間がかかると思いますので、ぜひこのタクシー券を利用するに当たっても、まずはこの運転経歴証明書の手数料だけは、例えば、これが1人1万円だとすると、とてもそういう法外な無理なお願いはいたしません、事故を起こされるよりも、まずは返納していただいての1千円の助成をということを強く訴えたいと思いますが、町長としてはこのことについての考えはお持ちでしょうか、お願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

質問の通告をいただきますと、我々役所全体で町としての答弁の調整といいたしでしょうか、準備をいたしますので、基本的には先ほど総務課長が申し上げたとおりであります。

自主返納のための取り組みというのは、恐らく各自治体いろんな個性があるんだろうなというふうに思います。そういう中で、私どもとしては、今の時点でいえば、もともと別の行政機関に払うべき手数料を行政機関である江北町が助成をするというのはいかがなものかなと。特に今回、運転経歴証明書についていえば、警察署に申請して取得をされるということだと思いますけれども、今回、交通事故脱ワーストワンの取り組みも、それこそ我々行政3町だけではなくて、役場だけではなくて、警察も一緒に取り組んでいただいているところでもありますし、そういう意味では高齢者の交通事故の多発というのは、江北町、佐賀県だけではなくて全国的な問題でありますので、ぜひそこはやはり警察サイド、交付する側のほうで措置として考えていただければ、これはあくまでも役割分担だと思います。運転経歴証明書の手数料の補助をしなかったから自主返納しないということではなくて、いろんな手を変え、品を変え、やる中の一つだというふうに思っております、私どもとしては、今回それこそ当初予算に要求をさせていただいております自主返納者に係るタクシー券の補助ということをまずスタートさせたいというふうに思っております。

その上であえて申し上げますと、嬉野市の場合は、実は運転経歴証明書の交付手数料のみならず、住基カードの交付手数料を500円にされておられるということから考えると、今までどちらかというと運転免許証が身分証明書という機能を有していたところに着目をされて、それにかわる身分証明書を取得されることに対して補助をされているという意味合いもある

のかなと私なりには考えているところでありまして、基本的に今回我々として運転経歴証明書の手数料の補助を実施しない一番の理由としては、先ほど申し上げたように、まずそれを交付する行政機関のほうでぜひ対応を御検討いただきたいということが一番の理由でございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

私たち単純な町民としては、よその市町ができていると我が町にもできるのかなという、そういう考えでございまして、これが公安委員会、警察ともなりますと町議の身分ではどうしようもありませんので、一県民としての意見はととも取り上げていただくことができないと思いますので、力強い県議のほうにお願いすることにして、これはここで論議しても結論が出ないようですので、とにかくとりやすい、昨日も同僚議員が言いましたように、自主返納できる環境づくりには高齢者の安全・安心、そして、高齢者のみならず被害者の方たちの安全・安心を守るためにも、このようなことができるのであればさらなる検討をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

1点だけ補足をさせていただきます。

先ほど嬉野市の取り組みの御紹介をいただきました。嬉野市は3種類の補助をされておりました、運転経歴証明書の交付手数料が1千円補助、それと住民基本台帳カード交付手数料が500円、それに合わせて、私どもでも実施を今回予定いたしております運転免許証自主返納のタクシー券、これは8千円分だそうです。ただし、1回限りであるということでもありますので、嬉野市の補助額を合計いたしますと9,500円ということになりますが、今回、我々のほうで予定をいたしております自主返納に伴うタクシー券の補助は6千円の5カ年間ということにいたしておりますので、それこそ金額だけじゃないですけど、6千円の5カ年間を通算、計3万円の補助となるということはつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長がおっしゃいましたように、金銭的なものでないかもしれませんが。でも本当に、昨日説明を聞きまして5年間ということで、あっ、すごい判断だなということで町民として喜んだところでございます。ただ言いたいのが、それをできる、坂井議員じゃないですけど、返納できる環境づくりということに一步進めて考えていただければと思いますので、希望を申し上げまして、次に進ませていただきたいと思いますので、よろしいですか。

○西原好文議長

次に行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

このことについて環境を守るグループとして、非常に我が町みたいな一市町でこれを発信したとしても、世の中、日本が、世界がどう変わるわけでもございせんが、一応子や孫に誇れる我が江北町として、何とか発信ができればということで質問をさせていただいております。

まず、海洋汚染物質であるマイクロビーズの処理についてでございますが、このマイクロビーズ、なかなかこういう言葉は今まで聞いたこともございせん。新聞等ではかなりにぎわうような環境問題でございますが、一応少しかいつまんで御説明いたしますと、我が町でもプラスチックごみ問題に関しては、以前より環境等の問題で減量化、再利用、再資源化が叫ばれており、エコバッグ、再資源化に向けた回収運動と、本当に江北町はリサイクル活動も活発であるし、いろんな意味で他町には負けていないと自負しているところでございます。

ただ、不法投棄や埋立地からのプラスチック類が海洋に流出し、長年かかってその海洋を回遊している間に波とか温度差、紫外線等で砕けて細くなり海洋を漂っているのが確認されております。2000年代に入り、おびただしい量のマイクロプラスチック、これは0.5ミリ以下のプラスチックの破片ですが、このマイクロビーズと呼ばれる化粧品とか歯磨き粉の中でもざらざらしたのに含まれる微粒子のことでございますが、それが確認されております。

大きな会議等での話は皆さんも新聞でござらんになっていると思いますが、今何でこれをこの一般質問で取り上げなくちゃいけないかという、このマイクロビーズというのはいろんなものを吸収して、それをひいては魚が食べ、その食べた魚を人間が食べるという、そ

ういう悪循環になることがもう証明されているからなんです。これで、食べた魚、鳥の胃の中ではプラスチック破片から溶け出したプラスチックに添加されているPBDEというのが肝臓機能障害や神経障害を引き起こすということの研究結果が出されております。その際、プラスチックは環境中の有害物質を吸着しやすいがために危ないということなんでございます。実際に東京湾でとれたカタクチイワシの8割近くの内臓からこれが検出されたと報告されています。

我が町でも環境問題に一生懸命、自分たちにできることから、できることをということで頑張ってくださいている団体等が数多くいらっしゃいます。そんな中で、子や孫に誇れる環境づくりのためにも何か我が町で発信ができないかということでの質問でございます。

こういう難しいことを一般質問に出すなよと課長はお怒りかもしれませんが、一応我が町として、今、歯磨き粉とか化粧品の中に入っている、洗顔の中にも入っているというようなことで、下水処理した中に、その化粧品、歯磨き粉によるマイクロビーズが最終処理場で必ず蓄積しています。0.5ミリですので、網ですくってとれるような終末処理では多分できないと思いますが、まず下水道でしっかりと、世界に名を売った佐賀の終末処理場でもこのことはしていないということですので、ちょっと厳しい質問かもしれませんが、課長の考えをお伺いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井環境課長。

#### ○環境課長（坂井武司）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

海洋汚染物質の一種であるマイクロビーズの処理についてということで、恥ずかしながらマイクロビーズというもの自体初めて聞きました。ちょっとインターネットで調べてみたんですけども、洗顔料や歯磨き粉、ボディソープなどの研磨剤として使われたプラスチックの微粒子がマイクロビーズで、微細なプラスチックには海中の有害物質を大量に吸着する性質があると2016年4月2日の読売新聞に掲載されておりました。

ちょっとこれは別の資料なんですけど、これによりますと、マイクロプラスチックは環境中に存在する微小なプラスチックであり、特に海洋環境において極めて大きな問題になっていると。しかし、マイクロプラスチックが野生生物と人間の健康に及ぼす影響は科学的に十分に確立されていないということでした。



また、これは環境省の資料なんですけど、平成28年4月25日の会議の資料なんですけど、これではマイクロプラスチックについては調査研究を一層加速化させていくと、マイクロビーズについては日本国内において、平成28年3月末に化粧品工業会から会員企業に対して自主的な規制をしていこうということで通知がされているという記載がありました。

マイクロビーズが最終処分場に蓄積していると考えられるということでしたが、当町の下水处理場の設計者、団体にちょっと問い合わせをしてみたんですけども、マイクロビーズについての規制とか基準がなく、現時点で最終処分場にマイクロビーズが蓄積しているかどうかちょっとわからない状況です。県の下水道課にも問い合わせしてみたんですけども、国からの通達も来ておらず、調査段階で今のところ何とも言えないということでした。

今後、国とかほかの動向を見ながら、それこそ、そこは研究をしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○西原好文議長

三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

私も専門家じゃありませんので、新聞とかいろんなものの情報収集によってやっているわけですが、私は全国の婦人会にも会議等いろいろなところで上京する回数が多いんですが、その中でもやっぱり出てきたのが、今、課長がおっしゃるように、なかなか聞きなれない言葉なので、今まではそういう話題が出ておりませんでした。ところが、今、全国の会議になるところというのが間々あります。

先ほど課長もおっしゃったように、マイクロプラスチックは、先ほど言いましたように、いろんなものを吸収しやすいということで、それを食べた動物プランクトンや魚が体内に有害物質を蓄積するおそれがあるということは、これはもう学者の間で証明済みなんです。だから、すぐ死ぬか生きるかの問題じゃないんですが、やっぱりこういうことが大きくならないようにどこかで、食物連鎖で環境全体を汚染して人間に深刻な影響を与えるリスクがあるこの問題を何とかどこかの市町からでも発信すればいいねということで全国の婦人会の中でもそのような話があります。特に私たちの町にも環境に詳しい人が、こういうことはどうなっているのと聞かれたときに、正直言って、課長と同じ、私もこのごろ聞いたばかり、全国で聞いてきたばかりだったので、すごくこの一般質問をするに当たって、うーんと

思ったんですが、やっぱり私たちは町民のいかなる声でも届けなくちゃいけない。そして、行政と両輪のごとくこれを解決していかなくちゃいけないというその一点の点になればと思います、これを出した次第でございます。

偶然にも、けさ、NHKで放送があっておりましたが、琵琶湖でマイクロプラスチックを含んだワカサギ、31匹のうち8匹からこれが出たと。海洋だけでなく、東京湾だけでなく、ここら辺の有明海も多分検査すれば出てくると思うんですが、ワカサギ31匹から8匹ということは大体どのくらいですか、25%強になるのかな、それぐらいの状態、もう本当に汚染はそこまで来ているわけです。だから、これから私たちがどう取り組むべきかというのはお互い何かの会議で十分に、環境の会議でもいいです、必ずどこかの議題として入れておいていただければ、みんなが意識をして、そして、プラスチックの減量化、そして、できれば自然な石けんを使うと。ボディソープとか歯磨き粉にも研磨剤が入っているので、ざらざらするのは気持ちがいいんですが、できれば表示を見て、そういうものを買わない、使わない、そういう運動だったらこの我が町からでも発信ができるのではないかと考えております。

買わないというと、商工会の人に何か悪イメージを与えるようですが、入っているのを買わないんですから、入っていないのはじゃんじゃん買っていただきたいわけですので、そういう意味での運動、それから小さい環境についての、ただ生ごみ処理だけじゃなく、ごみ減量化だけでなく、こういうことを会議の議題に入れていって、これから少しずつ一步一步前進していただきたいと思いますが、そのことについては、これ課長でよろしいでしょうか、町長でしょうか、答弁をお願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

私のほうからもお答えをいたしたいと思います。

その前にまず、先ほど三苦議員の御質問の中に最終処理場に蓄積をしているのではないかとというくだりがありましたけれども、もともとマイクロビーズというのは微細なビーズですから、玉というか、粒というか、そういうものだと思うんですよ。恐らくそれがいわゆる処理、もしくはろ過されないで水の中に入ったまま多分流されているので、それが海に出て、海にいる魚介類にそれが蓄積をされて、それを食べた人間にそれがさらに濃縮といいましようか、されるということが問題なのではないかなというふうに思います。

そういう意味でいきますと、それこそ最終処分場、例えば産業廃棄物等の、そういうところで最終的に処分をされて、きちんと管理がされていけばいいわけですが、多分そういうところには乗らなくて水の中に紛れてというんですか、ですから、多分蓄積というよりは恐らく水と一緒に自然界にまた放出されているということが問題なのじゃないかなというふうに思います。

そうは言いながらも、私も大変恥ずかしながらマイクロビーズそのものについて知識を持っているわけではありませんので、三苦議員御指摘いただいたように、これはどちらかというところ、それこそ江北町、佐賀県というだけではなくて、国家的というよりも世界的な問題なんだと思うんですね。先ほど御紹介いただいたように、もう既に蔓延しているということだと思いますので、よく始めることから始めるという言葉がありますように、これは江北町民に限らず、地球に住む人間一人一人がやはり自覚をして進めるべきことではないかなというふうに思いますし、それにはもちろんその一翼として江北町も啓発ということは努めていく必要がありますし、役所のみならず、それこそ婦人会を初め、町内にもさまざまな団体がごぞいますし、日ごろから環境活動に取り組んでいらっしゃる団体もたくさんありますので、そうした団体にもお知恵をかりながら、また御協力をいただきながら、江北町の環境活動というものを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

本当にこういう大きな問題を投げかけまして大変申しわけなく思っておりますが、やっぱり環境というのは一番大事なものであります。特に何十年と、ここ江北町は子や孫に誇れるまちづくりということをどこでも掲げてまいりましたので、孫たちのために、そして、ひいてはひ孫たちのために幾らかでも住みやすい江北町であってほしいと思っております。

先ほど町長が申されたように、多分蓄積する、網でもすくえない0.5ミリですので、もう水と一緒にですので、多分ここでとれないということは佐賀市でもやっぱり無理かなと言っていらっしゃいましたので、そしたら終末処理場から海に流れないように何をすればいいかということは私たち町民の姿勢にかかっていると思います。

それで、国連環境計画でも、プラスチックの原料、再利用、再資源化が対策の第一歩であ

ると打ち出しました。それしかないと思っております。我が町でもさらなる環境保全の活動の展開を行政とともに我々環境を守る団体としても頑張ってもらえる所存でございますので、何かの机上で話し合える場所ができればと思っておりますので、年に1回でも、ママ友カフェじゃないんですが、ばば友カフェをつくっていただきまして、ぜひそういう意見の交換の場所をつくっていただければ、もっともっと住みやすい、環境のいい江北町になるのではないかとと思っておりますので、そのすばらしい町に期待して、これで質問を終わらせていただきます。

以上です。

#### ○西原好文議長

6番三苦君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開10時。

午前9時52分 休憩

午前10時 再開

#### ○西原好文議長

それでは、再開いたします。

先ほど三苦議員の質問の中で、環境課のほうから答弁を1つしたいということで、補足説明をしたいということです。させたいと思います。坂井環境課長。

#### ○環境課長（坂井武司）

先ほど三苦議員のほうから上水道の老朽化について問うということで御質問がございましたけど、その中の3番目、40年を経過した水道管の更新率ということで御質問だったんですけど、こちらのほうからお答えさせていただいたのが、40年を経過した水道管の割合は約15.3%ということでお答えをさせていただいております。

#### ○西原好文議長

そいけん更新率ということじゃなかとよね。更新率ということじゃなかとということやろう。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）三苦議員、よろしいですか。更新率じゃないということ。今まで40年たっている管が何%ということで、更新じゃなからしかです。よろしいですか。（「はい、いいです」「申しわけありません」と呼ぶ者あり）

それでは、一般質問に引き続き総括審議、委員会付託となっております。

お諮りいたします。議案第15号から議案第20号までは一般会計並びに特別会計の当初予算であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号までは予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開、10時5分をお願いします。議員の皆様方、控室にお集まりください。

午前10時3分 休憩

午前10時5分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任について、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は以上のとおり10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に互選されておりますので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に三苫紀美子君、副委員長に井上敏文君、以上のとおり互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

**日程第2 議案第2号**

**○西原好文議長**

日程第2．議案第2号 江北町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

**○ 瀧上正昭議員**

皆さんおはようございます。よろしく申し上げます。

初めて制定をされる条例でございますので、何点かちょっとお聞きしたいと思います。

まず、私も勉強不足というか、そういうことでちょっとお聞きしたいんですが、この制定をされる背景には被害者の方が市町さんのほうに、役場のほうに行って、いろいろ御相談をするだけけれども、なかなか対応が悪いとか、そういうふうな背景がありましてつくられたというふうに理解をしております。

そういうことで、まず1点ですけれども、第6条のところに申請に基づき規則で定めるところというふうにあります。この規則というのは何の規則なのかということ。それから、6条の第3項ですけれども、見舞金の遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円というふうにあります。これは夫婦であってもこれに該当するものなのか、あるいは生計をともにしている者も該当するのかですね。

それとか——どちらが回答されるかわかりませんが、まとめて質問していいですか。

**○ 西原好文議長**

よろしいですよ。

**○ 瀧上正昭議員**

いいですか。

**○ 西原好文議長**

はい。

**○ 瀧上正昭議員**

それと、参考資料の1ページに下段の下のほうに米印で、「犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有していた者」というふうに規定をされております。そういうことで、例えば、先ほどの質問と一緒にすけれども、家庭内はこれに含まれないのか。もし、家庭内での、例えば、夫婦であって、どうしてもそこから他町に避難をすると、そういうことがあるだろうと思います。ですので、制定されているものが家族は全く関係ないのか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

**○ 西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

6条関係の規則ということですが、これは申請に基づく様式等を定めるものであります。

もう一つが、対象者につきましては、家族の方もこの支給の対象になります。配偶者、子、父母、祖父母は対象になるということでございます。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

はい、わかりました。

これは委任のところで「町長が別に定める。」ということで、例えば、規則あたりを作成されるんでしょうかね。多分そうでしょう。

そこで、ちょっと私が思ったのは、初めて制定される条例でありますので、もう少し詳しく書いておいたほうがいいのかというふうに思いました。というのは、確かに目的の中には犯罪被害者等基本法令の基本理念にのっとるというふうなことが書いてありますけれども、その基本理念というのがこの条例ではないものですから、その辺も条を起こして書いたらどうかと思いましたので、今後、委員会付託ということになりますので、そのあたりでもまた意見が出るかもわかりませんので、その辺をもう少しどうか、せっかくつくる条例です。考えられたほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁ありますか。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

淵上議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、これは犯罪被害者等基本法に基づきまして条例を定めているものでございます。基本法の中には基本理念ということで、ちょっとここで述べるには非常に長過ぎるぐらいの基本的な考え方というのを法には記してあります。それを条例の目的の中に入れるかというふうなところで、私たちも条例を策定する際、検討いたしました。ただ、今回、これにつきましては、既に1市6町、県内でも策定をされておりますし、全国的に見ても幾らかの自治

体が策定をされております。その条例等を参考にいたしまして、基本法に書いてある基本理念等を入れるか入れないかということについては、そういう検討を行いました。検討した結果、現行の条例案というふうなことでお示しをしております。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

淵上議員の御質問に補足的にお答えいたします。

多分、淵上議員が今御指摘いただいたのは、今回、議案資料としては条例案の概要ということで掲載をいたしておりますが、今回、新規の条例でありますので、なかなかこの条例案の概要のスタイルといたしましうか、内容だけではその背景であるとか、上位法に書いてある目的等々とのつながりがこれだけではなかなかわかりにくいんじゃないかという御質問だったのではないかなというふうに思います。先ほどお話ありましたように、この後、常任委員会も予定されておりますので、補足的な資料については、また提出をさせていただきたいと思います。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第3 議案第3号**

**○西原好文議長**

日程第3．議案第3号 江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）



○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第4号

○西原好文議長

日程第4. 議案第4号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第5号

○西原好文議長

日程第5. 議案第5号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第6 議案第6号

### ○西原好文議長

日程第6. 議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

### ○土淵茂勝議員

少し長くなりますけれども、一般質問でし損ないましたので、ここで少しお聞きしたいと思います。

国保運営協議会は、平成29年度について医療分10%引き上げの答申をいたしました。中身は世帯割現行3万3,200円を年間3,800円引き上げて、3万7千円に、個人割現行2万5,300円を年間2,700円引き上げて2万8千円に、所得割8.99%から10.2%というものです。同時に、一般会計からの法定外繰り入れを検討するよう求めております。答申の中でも国保加入者は低所得者が多く、急激な負担増は避けるべきだと述べております。であるならば、なぜこの29年度から一般会計からの繰り入れをして、町民の負担増、苦しみを解決しなかったのかということをお聞きしたいと思います。

答申だからそれをそのままということではなくて、それを受けて町長として、あるいは町として、もう一掘りやってほしかったということで、やっぱり今回一般会計から繰り入れるべきではないかということをお聞きしたいと思います。

### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中福祉課長。

### ○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、国保運営協議会のほうから答申を受けて、国保税の医療分の税率改定ということで条例改正案を今回提出させていただいております。これについては、昨年の12月議会で町長が答弁したとおり、社会保障の基本的な考え方ということで、1番に自助、2番目に共助、それから3番目に公助ということで、議員が言われております一般会計からの法定外繰り入れ、公助については最後ではないかということで町のほうも考えております。

それで、平成30年度からの国保の広域化が始まるわけですけど、29年度までの赤字については解消をしていくということで、県のほうから指導も受けております。ですので、町とし

ては、今現在、28年度、まだ決算も出ておりませんが、29年度も引き続き医療費の抑制と特定健診等の受診勧奨、それと国保税の収納率の向上に努めていきたいというふうに考えておまして、一般会計からの法定外繰り入れについては、今回、国保の運営協議会のほうから2月に答申を受けて、先ほど議員が言われましたとおり、法定外繰り入れについても考えてほしいというようなことでしたので、それは28年度の決算の状況等を見ながら、赤字解消のために29年度末までには法定外繰り入れも考える必要があるということで、町のほうは考えております。

#### ○西原好文議長

土淵君。

#### ○土淵茂勝議員

私はそうであるなら、今回の引き上げは必要ではないんじゃないかと。今度値上げすることによって負担増というのはおよそ1,500万円ぐらいでしたね、それぐらいの金額が一般財源から今回繰り入れて、その次また繰り入れなきゃならないというふうに思いますけれども、そういう意味で1,500万円ぐらいの値上げは必要ないと私は思うんですよね。

今の財源、町の財源状況を見ましても、基金繰り入れが今度1億円ほど計上されます。そういうことを考えたら、一般財源からの繰り入れというのはそんな大きな負担じゃないと思います。だから、今回もやって、もう1年、来年度になりますかね、30年度に県と町の共同経営と、一本化じゃなくて共同経営というふうに私は表現をしておりますけど、だから、県に統合されても、それぞれの町の保険料はそれぞれで決めると。ただ、保険料の標準を県が示すと、そういう方になっていると思います。だから、今回上げる必要は全くないんじゃないかと。

もう一つ、今、課長からちょっと答弁がされましたから、これはそのときに、自助、公助の話がされたですね。これは町長の考えですけれども、12月議会でも私、論議をしましたがけれども、この国民健康保険制度というのは社会保障制度なんだということを言いました。だから、自助とか共助がそういう概念がここに入り込む状況ではないと私は思います。

この国保税は、戦後法律が決まっております。1959年に新国保法が施行されておりますけれども、その第1条で、国保を社会保障及び国民保険のための制度と規定し、第4条で、その運営責任は国にあると明記をしております。国保はそういう意味で憲法25条に基づく社会保障の制度であって、お金がない人を制度から排除するのは本末転倒だと、いわゆる所得の

格差で今、国保に入っている方々が国保税を払えないという状態はつくってはならないということがこの法律でちゃんと位置づけられております。私は町長のその考え方そのものを否定はいたしませんけれども、行政はこの憲法と法律に基づいて問題を考えて処置をしてほしいと。

そういう意味で、一般会計からの繰り入れというのは、今回やっぱり必要じゃないかというふうに思います。町長の考えがあつて、今、私はそれは違うんじゃないかということを行いましたけれども、町長はどうでしょうか。そういうふうに私は思いますけれども。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

私は土渕議員の考えが違うんじゃないかと思えます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

私は、私の考えを言ったんじゃないくて、国民健康保険税というのはどういう、いわゆる憲法と国保法に基づいてつくられているわけですから、それに従うというのが、いわゆる立憲主義と言われます法律の枠で物事を処理すべきだと私は思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今の御指摘の点は私も全面的に賛同いたします。ですので、私どもなりに国保財政の健全化もしくは安定的な運営を行う方法として今回諮問をした上で、答申をいただいて、国保税の改定をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

議案審議は反問権があるかどうかわかりませんが、私なりにいろいろ考えまして、これは特別会計なんですよ。何で特別会計で運営をされているかという理由があるのかなと私なりに考えます。そこはよく言われることですけれども、国民健康保険とはいいながら、全ての国民の方が国民健康保険に加入をされているわけではありません。ですので、言ってみれば、その受益者というのが限られているわけですから、それに対する負担をその受益者の方たちでしていただくという基本があるもんだから、恐らく特別会計というスタイルを

とっているのではないかなと私なりに考えるわけであります。

ですので、自助、共助、公助という意味でいきますと、御自分でなるべく健康増進を図っていただいて、医療費がかからないようにしていただくというのも自助だということで思いますし、共助というのがまさに特別会計といいましようか、国保会計の中でお互いに負担をし合うというのが共助であると思います。

それでいよいよなお足りないということであれば、公助ということで一般会計繰り入れということがあるのじゃないかなということで、12月議会もそうした考え方を申し上げたところでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

土淵議員、大体3回ぐらいでやりとりをしてください。そうせんと、これを一般質問のときに言いたかったからとか、そういうのはおかしいと思うんですよね。今回、一般質問で土淵議員、時間の調整をされなくて2問目されなかったんですけど、ここの場でそれを延々とされるというのはどうかなと思うんですけど。大体3問ぐらいで、これも一般質問で一緒に再質問ぐらいで、再々質問ぐらいで、同じやりとりをされておっても、時間が過ぎるだけだと思ってしまうんですけど。

#### ○土淵茂勝議員

議長、時間は私は十分あると思います。

それと、同じことで今質疑をしているんじゃないなくて、いろんな角度から今、私は意見を言っております。だから、それはされないで、私が一般会計から繰り入れる必要性というのは町長には伝わってこないと思います。

もう一つ、ちょっと言いますけれども、12月議会で私が今、町民の所得は深刻な状態だという話をしました。そのときに町長は、それは違うんじゃないかということで、江北町の国保税課税所得の推移ということで、平成28年度は1人当たりにして57万4,983円という金額になる。それは、そういう形で26年度、27年度と比較して上がっているというふうに言われたですね。しかし、同時に25年の水準と比べると、25年の水準が57万4,419円です。大体ここに立ち戻ったということなんですね。

もう一つは、全体として今、社会状況を考えた場合に、所得が上がるような今現状ではないと思います。例えば、私の家庭で見ても、じゃ、農家所得がふえているかと——ふえてお

りません。それと、私自身の年金、ここには年金所得者が多いわけですがけれども、私は自分の年金を調べてみました。平成25年からと比較して、平成28年、昨年、年間で3万3,274円減っております。これが今、年金生活者の現状なんですね。だから、そういう現状を考えた場合に、さらに今回値上げするということは町民にとってもさらに負担がふえてくると。そのことがまた町の、いわゆる景気というとおかしいですけど、そういうものにも影響していくと、いわゆる可処分所得が減るということになる。

だから、そういう意味で言うと、町長が12月議会に私に対して所得がふえているんじゃないかと言われたけど、それは事実とは違うと。確かに金額はそのとおり出ているから、それは私は間違っているとは思いません。しかし、現実は一一つよく見てみれば、そういうふうな現状です。

国保運営協議会が、国保加入者は低所得者が多く、急激な負担増は避けるべきだと。これは私は初めてこういった答申が出たと思います。一般会計からの繰り入れは避けられないという現状だと私は思います。だから、私が言っているのは、今回上げる必要はないんじゃないかと。次、30年度、県に統一されるわけ——統一という言い方、県との共同経営ですね、その時点でもう一度私は検討する必要があるし、そのときにどうするかという考え方も出てくると思います。

まず、今回は一般財源から繰り入れるというのが、町長が言っておられる、いわゆる地方自治の本旨というんですかね、地方自治の本旨というのは何かというのは町長も繰り返し言っておられます。住民の健康と福祉の向上に努めると。これは第一義的に考えた上で財政的にも不可能じゃないわけですから、29年度からのいわゆる国保税の一般会計の繰り入れを実施すべきだというふうに思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁ありますか。山中福祉課長。

#### ○福祉課長（山中晴巳）

そしたら、先ほど土淵議員のほうから、国保の運営協議会のほうで急激な引き上げは避けるべきだというようなことで答申の中に書いてあったということですけど、国保の運営協議会の中では大体医療分が3,000万円ぐらい赤字になるということで、予定というか、その中で論議があったのが、医療分の引き上げが10%、15%、20%と、大体20%引き上げれば3,000万円の赤字分が収支均衡ということになるわけですけど、しかし、先ほど答申の中にあつた

のは、急激な引き上げ、20%の引き上げはちょっと避けて、10%の段階的な引き上げというふうなことで答申が出たというふうに理解しております。

**○西原好文議長**

土淵議員、これは同じ質問でしょうか。

**○土淵茂勝議員**

いえ、違います。

**○西原好文議長**

今、今年度の予算から引き上げるのはどうかという質問でしょう、ずっと今言われているのが。

井上議員、ちょっと待ってください。

そいぎ、土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

井上議員、ちょっと待って。私が今途中だから、割り込まんでほしいんですけど。

いわゆる町民の置かれている現状を一つだけ言っておきますね。今の現状でも国保税は払っていると、そして、住民健診も行きましたと、そして、保健婦さんから血圧が高くて大変なことになるから病院に行きなさいと言われても行かなかったという人がおられます。なぜかと私が聞いたら、病院代が払えませんか、こういう方が町内にもおられるということですね。これは1人かもしれないけれども、これが今、国保が抱えている問題なんですよ。

それと議長、これで最後にしますけど、県と町との共同運営をしたとしても、この国保税が下がっていくということにはならないということを、そこを真剣に受けとめてほしいと。なぜそうなのかというと、1984年のことなんですけれども、それまで政府は医療費に対しての45%を国から出すというふうにしておりました。ところがその年に、給付費に対して50%と、給付費というのは医療費が3割負担ですから、残りの7割に対して50%ですから、35%になるんですよ。だから、今まで45%だったのが35%、いわゆる10%減ったと。その後国保の事務費や保険料軽減措置、また都道府県調整交付金などに移して、今現実にはそれが24.7%ぐらいまで下がっていると。だから、当初の国の負担が実は半減されているということなんです。それを解決しない限り国保の値上げというのは進んでいきます。だから、そこを私は十分考えてほしいと。

このことについては、町村会でも国の負担をふやしてくれという運動をされていると思い

ます。ここが根本的な解決の道筋です。それをしない限り住民負担はふえていくばかりで払えない人が出てくると、もう現実に払えないで資格証とか、短期保険証、さらには財産の差し押さえまで始まっている。これがさらに進んでいくということです。

だから、そこを考えて、一般財源からの繰り入れというのは今回初めてでしょう。これまで私が12月議会で言ったようにですね。ぜひそういう決断をしてほしい。町長の答弁をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁できますか、町長。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

まず申し上げたいのは、非常に残念だなと思います。というのは、先ほど私が12月に答弁したことは事実と違うとおっしゃいましたけれども、事実であります。ただ、その事実の捉え方は違うのかもしれませんが。

それと、今回も国保の改定の是非を含めたことにつきましては、運営協議会のほうに諮問をさせていただいて、その答申を受けて、今回私どもなりに判断をした結果として条例改正をさせていただいているわけですから、改めて申すまでもなく、その判断の結果が今回の条例案だというふうに御理解をいただきたいと思います

以上でございます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）土渕議員、もう最後と言われたので、ほかの議員もいらっしゃるので。

**○土渕茂勝議員**

私が言ったことは間違いだと言われた。私は町長が言ったのが間違いとは言っておりません。それはここの数字で出ているわけですからね。私が言ったのは、その実態は違うよと、それを具体的な例として私の年金の金額がどうなっているかを言いました。だから、実態というのはそこを見ないといかんということです。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

私、土渕議員が先ほどおっしゃった後、すかさずメモをいたしました。事実と違うとおつ



しゃいましたので、私が御説明申し上げた課税所得の数字が事実と違うというふうにおっしゃったんだろうと私は捉えたわけであります。

以上でございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

私はこの議案について質問ではありません。ただ、この議事の進め方、審議のあり方について、私この内容を聞いておまして、これはもう一般質問なんですよね。一般質問でやりとりすべき事項ではないかと思います。

今回、土淵議員、一般質問で上げてありました。そこで十分議論をすべきであったと思うんですよね。土淵議員、一般質問は原発で終わってしまって、この健康保険の質問ができなかったということで、ここで質問をされていると思うんですけど、やはり内容を聞いていると、1時間の範囲内でやっぱり一般質問の中で議論をしていくべきではないかなと思います。

この審議のあり方として、議案について一般質問以外は委員会で審議する場があります。土淵議員、総務委員会に入っておられないからここで質問されているとは思いますが、やはり一般質問のときにこういうことをしていかなければならない。一般質問でし損なえば、ここで一般質問の内容を議論するのはいかなげなもんかなと思います。最終的には、議案に対して可決か否決かです。それを各議員が判断していくということでありますので、この議案の審議について、こう見よって、幾らたってもこれは平行線だと思います。その辺は議長、采配方ですね……

**○西原好文議長**

はい、わかりました。

**○井上敏文議員**

裁量方、議事進行を的確にやっていただきたいというお願いであります。

**○西原好文議長**

はい。ほかに質疑の方求めます。

**○土淵茂勝議員**

今の件についてです。私は議案審議だから一般質問でできなかったからということで、できないということじゃないと思うんですよ。議案について審議をするわけだから、それは時

間の制限はないと私は思います。私は一般質問をしているわけじゃなくて、議案審議をしているわけですよ。そこに時間の制限とか、そういうものは私はしたらいかんと思います。それが議会だと思います。

**○西原好文議長**

7番吉岡君。

**○吉岡隆幸議員**

今いろいろ議論がありましたけれども、その議会の審議について、やはり議長のいろんな指示云々等は、やはり議員としては即受け入れてそれに従うべきだというふうに思います。これは議員の皆様方十分身に覚えを持って、今後議会運営に当たっていただきたいと、そういうふうに意見を申しておきます。

終わります。

**○西原好文議長**

はい、わかりました。

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第7号**

**○西原好文議長**

日程第7. 議案第7号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

今回、山田町長の公約に基づいて実施をしていきたいということで議案が上がっております。主に給食費の無料化と思います。この給食費の無料化に江北小学校、中学校に通学する全児童生徒とっております。これは園児ですね、保育園、幼稚園の園児さんたちはこれに

含まれないのかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

幼稚園児に対しての給食費の無料化はないのかという御質問だと思いますが、本町の幼児教育センターの幼稚園は3歳以上が通園をしておるということで、毎月給食費を徴収している状況であります。そして、それに基づいて給食を提供しているという状況であります。

一方、保育園についても同様に給食を提供しておりますが、主食代として月400円を徴収しております。そのほか副食代については毎月の保育料に含まれた形で徴収をしております。永林寺保育園についても同様になっております。

したがって、この年代は町外の保育園や幼稚園に通園されている子供たち、それと町内の幼稚園に通園している子供、町内の保育園に通園している子供で、最後には保育園とか幼稚園には通園していない子供、いわゆる在宅の子供もいるということの中で、給食費の無料化の調整を図ることがちょっと困難でございます。したがって、今回幼稚園児については対象外ということでさせていただいております。

以上です。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

いろいろ条件が違うということでありましょうけど、やはり、山田町長、公約の中に子育て・教育ダントツ宣言をされております。そういう中で、園児も子育ての重要な一員ではないかと思えます。そういった小・中学生に援助するとき、園児はなぜできないのか、先ほど町内町外もあると、こう言われましたけど、町内町外もあるでしょうけど、やはり江北幼稚園、江北保育園に、江北町内の保育園に通えば給食費の補助がありますよということがPRされれば、さらに子育て支援、また定住促進にもつながってくる。また、県内外にもアピールできるのではないかなと思います。そういう感じがするんですけど、いかがでしょうか。

**○西原好文議長**

質問に対し答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

井上議員の御指摘のとおりだと思います。要は決めようなもんだからですね、どこまでその助成をするかということなんですが、今期議会で申し上げましたように、今回、学校給食の無料化をしたいということでありまして、学校給食とは、すなわち義務教育において提供されている給食ということでありますので、小学生、中学生を今回は対象にいたしたいというふうに思います。幸い、昨年9月から実施をいたしましたふるさと納税の収入が今回はありますもんですから、ひとまず新年度については財源の確保ができたかなというふうに思っておりますが、これはやはり継続的に実施をしていくためには恒久的な財源が必要でありますし、そのためには各種のやっぱり事務事業の見直しということも必要だろうというふうに思います。

そうした中で、この学校給食の無料化、小・中学生の無料化をやっぱり継続していくところが大事でありまして、もちろんオプションとしましてというか、幼稚園生もできなくはないというふうに思いますが、今回は私も公約も学校の給食の無料化という書き方といたしておりましたし、既に江北町には一部助成をされておりましたので、小学1年生、中学1年生、第3子以降と、それを全学年に拡大をしたらどうかということが発想の基本でありました。ですので、今回はあくまでも学校給食の無料化のところまでやりたいという意味であります。

以上でございます。

## ○西原好文議長

井上君。

## ○井上敏文議員

学校給食法にのっとしてということでありまして、町民の方、あるいは園児を持つ保護者の方からすれば、感覚的にちょっとその辺は余り関係ないといえますか、保護者の方から、幼稚園、保育園はなぜできないんですかという率直な疑問、質問があると思うんですね。それで、学校給食法と言われましたけど、学校給食法に該当しないかもわかりませんが、江北町の給食を給食室から幼稚園にも給食をされておるんですね。その辺も考えれば、同じ給食とすれば一体に考えていいんじゃないかなと思いますけど、先ほど町長の答弁、今回はそういうふうにさせていただきたいと思います。しますということでありました。将来はそういった園児たちも含めて無料化をしていくということでもよろしいんですかね。

## ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回はしないけど、次にするといったつもりではありません。というのは、もちろん子育て支援策というのはさまざまでありまして、その対象もさまざまでありまして、それに係る経費ということもさまざまであります。

先ほど一般質問の中でも、Q、C、Dというようなことを言いましたけれども、やはりコストということも考えていく必要がありますので、今の時点で、その財源の目安がきちんできていない中で、もしくはそれ以外の子育て支援策と比較吟味した上じゃない中で、今はしないけど、次はしますということは申し上げられません。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

**○井上敏文議員**

もう一つ。これは要望ですけど、園児を持つ保護者の方からそういった要望があると思います。理由づけを聞いても園児を持つ保護者の方はなかなか理解できるかなという気はしますけど、町長の方針はわかりました。

答弁は要らないんですけど、答弁しますか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

もし、そういう御要望を私、お受けいたしましたとすれば、やはりそうですねと。ただ、そうした支援を、今回の給食費の無料化をするのにも、やはり財源が必要でありますと、今の江北町の財政状況等を見れば、今はここまでありますと、ぜひ小学校になるまでお待ちいただけないでしょうかというふうにお答えをするんじゃないかなと思っております。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方。9番池田君。

**○池田和幸議員**

今、学校給食法が出ましたので、ちょっと学校給食法について質問したいと思います。

今回、今の中身の中で、給食費の無料ということでしたので、学校給食法の第11条の2項に、ちょっと読ませていただきますけど、「経費以外の学校給食に要する経費」、いわゆる

「学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条」、この第16条というのは9年間の義務教育を受けることを言います——「に規定する保護者の負担とする。」というふうなうたってあります。このことについて町長はどういう見解を持たれているのか、お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

御指摘のとおり、学校給食法で給食に係る、設備等を除く材料費というんでしょうか、については保護者の負担ということになっております。ですので、今回、その無償化と一言で言いましたけれども、形態としては各保護者の方が負担をされる給食費に対する補助をお出しするという実は仕組みをとらせていただきました。それこそ12月の議会でありましたでしょうか、学校で給食を食べさせていただいているという、子供たちの感謝の気持ちがなくなるんじゃないかというような御指摘もありましたけれども、我々役所に感謝していただく期待等は持っておりませんけれども、きちんと本来、先ほどおっしゃったように、負担をすべきであるけれども、町の施策としてその補助を受けているということをぜひ御理解をいただきたいなというふうに思ったものですから、今回の手続としては補助の申請を、大変御面倒ではありますが、各世帯でお願いをしたいというふうに思っているところであります。

その上であえて付言をいたしますと、もともと既に私ども江北町では江北町子育て支援条例ということで、小学1年生、中学1年生、それから第3子以降の子供たちは既に無償化がされておりました。ただ、従来の手続は、実は保護者の皆さんに補助金の申請をしていただくという形態ではありませんで、これは実は子育て支援条例の規則がございますけれども、この子育て支援規則第6条の中で給食費助成の方法というのが書いてございます。ここには条例第7条の規定による学校給食費の助成は、学校の校長に対して給付することと書いてございます。

というので、こういう言い方をするとなんですけれども、保護者の皆さんが御存じないところで、ある意味無償化をされていたというところがあるものですから、今回全学年を対象にするに当たって、手続そのものも改正をさせていただいて、各世帯から補助金の申請書を出していただくという形態をとっているということをここで付言させてい

ただきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

私もいろいろほかの自治体のことを調べてみましたけれども、町長が言われるとおり、補助という形で認可をされているところがほとんどですね。

それともう一つ、先ほど井上議員のほうからいろいろありましたけれども、今言った学校教育法第16条の中に義務教育の9年間というのがあります。これに当てはまらないのが今言われる幼稚園、保育園なんですよね。その辺はぜひ今回の無料化にすれば、保育園、幼稚園まで拡大すると、ちょっとまた違う論議があるかなということをつけ加えたいと思います。

以上です。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

1つだけ質問をいたします。

今回、給食費をただと、無償化というふうなことですけど、これは税法上は親の所得に換算すべきものじゃないかなというふうに考えますが、その辺どうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

ちょっと私も税のほうを離れてもう9カ月ぐらいなりますので、そこら辺は調査をいたしまして、こども教育課長として答弁させていただきたいと思います。後で御報告申し上げたいと思います。

**○西原好文議長**

5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

町民課には税の係もあります。当然課税すべきものは課税をすると。減免になるのか、課税の対象になるのか、その辺はちゃんと調べた上で実施していただきたいと思います。やは

り課税客体としては、所得やないかなというふうなところがあるんじゃないかなと思うので、着眼点はその辺にも置いて、実際実施をするのであれば、私は余り賛成者じゃありませんけど、実際実施をするのであれば、その辺も整理をして、ぜひ実施していただきたい。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

貴重な御指摘ありがとうございます。この学校給食費の無料化については、私自身の公約の一丁目一番地でもあるというふうに自覚をいたしておりましたので、その具体的な制度設計であるとか、対象であるとか、または財源確保については念には念を入れて慎重にこれまで庁内でも検討してきていたつもりでございます。ただ、先ほど御指摘いただいたその税の取り扱いというところまでは検討が至っておりませんでしたので、今回の御指摘を踏まえて、きちんと確認をいたしたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第7号が常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開11時5分。

午前10時58分 休憩

午前11時5分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

これ以降の日程について田中議員より欠席届が提出されておりますので、御了承願いたいと思います。



## 日程第8 議案第8号

### ○西原好文議長

日程第8. 議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第9 議案第9号

### ○西原好文議長

日程第9. 議案第9号 土地の取得についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第10 議案第10号

### ○西原好文議長

日程第10. 議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。池田君。

### ○池田和幸議員

事項別明細書のほうで、35ページに民生費の中の、3の学校給食費助成ということで、先ほどもありましたけれども、扶助費に学校給食費助成金、三角の108万4千円とありますが、この説明をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初組んでいた予算、転入転出者も含めて予算化をしております、この108万4千円というのは実績見込みによる減でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

実績見込みというのをちょっとわかりやすく、どの実績からどの実績か。人数なのか、金額なのか、それとも何なのか、ちょっとその辺をお願いします。

**○西原好文議長**

平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

当初予算を組む際にはあらかじめ転入者、あるいは転出者あたりも考慮しながら予算を措置するわけでございますが、今回、もう3月になっておりますが、転出転入者の実態も含めて給食費の算定をしたところ、余りが生じたということで、要するに予測していた人数よりも付与を受ける子供たちが少なかったというような解釈でございます。

**○西原好文議長**

池田議員よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。池田君。

**○池田和幸議員**

済みません、委員会付託で、私も総務常任委員会には来るとは思いますけれども、先ほど総括の中身の中で町長は——三苦議員の一般質問の中にもありましたけれども、必要なところはということがありましたので1つだけ。

55ページに、今回補正ではちょっと何も載っていないので、当初予算でされるかどうか

かりませんけれども、小学校の校門の西側入り口門ですね、車道のほうですけど、あそのこの門がちょっとした事故で壊れているわけですよね、もう結構長くなりますけれども。一回、前、課長のほうにもいつになるのかと聞きましたところ、いろいろな保険とかのこともありますからということでしたので、あれもやはり早急に直す必要があるのかなど。よく子供があその門を、いつも閉まっているのを業者さんが入るときにあけてくれたりとか、ちょっと危ないですけども、そういうこともしていました、前は。そういうこともありますので、ぜひ早急な結論をされるべきじゃないかなと思いますので、質問しましたけど。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

池田議員の御質問でございますが、当初は財産として、町の財産が壊れたということで、保険で何とかならないかということで検討しましたけれども、やはり建物じゃないということから保険には該当しないということでございましたので、早急に対応をしてきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

早急はいつでしょうか。

**○西原好文議長**

平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

予算との兼ね合いもございますので、できるだけ早いうちに対応していきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

もし、はっきりわかっているのであれば、この補正に入れるのか、それとも当初予算に入れるか、どちらか発言できませんかね。

**○西原好文議長**

平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

門が壊れているということがわかったのが、ちょっと当初予算はもうもちろん策定後、それと、3月補正にもちょっと間に合わなかったというようなこともございます。そこら辺は御理解をいただきたいと思います。早急に対応していきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

池田議員よろしいですか。（「委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第11 議案第11号**

**○西原好文議長**

日程第11. 議案第11号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第12 議案第12号**

日程第12. 議案第12号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第13 議案第13号**

**○西原好文議長**

日程第13. 議案第13号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

これについては関連ということでお聞きしますけれども、これを担当されている三苦議員のほうから、来年度から軽減措置が変わるといふふうに報告を聞いておりますけれども、どういうふうになって、対象はどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中福祉課長。

**○福祉課長(山中晴巳)**

それでは、土淵議員の御質問ですけど、後期高齢者医療について、保険料の軽減についての改正が平成29年度から行われます。まず、3点あります。

まず、1点目です。低所得者の軽減措置の拡大ということで、その世帯の中の被保険者とか、世帯主の方を合わせたところの総所得金額の合計額が5割軽減と2割軽減について拡大されます。その中身は、5割軽減については、基礎控除33万円プラス、今まで28年度までは26万5千円プラスだったのが、29年度からは27万円プラスして世帯の被保険者数の数を掛けた額より少ないところ、超えない世帯については5割軽減でありました。これが拡大になる

と。今現在159名の方がこの5割軽減を受けられております。それから、2割軽減の分が、基礎控除の33万円プラス、今までは48万円だったのが29年度からは49万円掛ける世帯の被保険者数、この合計金額よりも超えない世帯については2割軽減ということになっていたわけですが、これが今までの該当者が92名であります。

今回、広域連合の試算によりますと、江北町でこの拡大によって影響が出るのが2割軽減の方が5名ふえる、それから5割軽減については今のところふえないという試算になっております。

それから、2つ目のことですが、1つは低所得者の軽減、これは所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額、これは総所得から基礎控除を引いた金額になりますけど、それが58万円以下の方については所得割のほうが5割軽減になっていたわけですが、これが29年度からは2割軽減に変わると。それから30年度以降は、これは軽減特例ということになっておりましたので、本則に戻して軽減なしになるということになります。今現在、28年度でこの軽減を受けられている方は147名、江北町の方でいらっしゃいます。

それから、もう一つですが、元被扶養者、これは後期高齢に入る前までは、例えば、息子さんの社会保険の扶養に入っていたとかという方が後期高齢に移行した場合に、所得割を賦課しなくて、均等割のみ課税になるわけですが、それが特例で9割軽減になっておりました。これが29年度は7割軽減にし、平成30年度は5割軽減、平成30年度以降については本則に戻して今までどおり5割軽減にしていくと、今までどおりというか、本則に戻すということで、今現在、この元被扶養者の軽減を受けている方は江北町で305名いらっしゃいます。

以上が平成29年度からの後期高齢者医療保険料の軽減の改正の分であります。以上です。

#### ○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第14 議案第14号

### ○西原好文議長

日程第14. 議案第14号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

日程第15. 議案第15号から日程第20. 議案第20号までは、一般会計並びに特別会計の当初予算でありますので、一括上程いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号までは一括上程いたします。

## 日程第15～第20 議案第15号～議案第20号

### ○西原好文議長

日程第15. 議案第15号 平成29年度江北町一般会計予算から日程第20. 議案第20号 平成29年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第21 報告第1号

○西原好文議長

日程第21. 報告第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

しばらく休憩いたします。

なお、各常任委員長は議長室にお集まりください。再開11時30分です。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）



それでは、定例委員会付託議案の議件の案を朗読いたします。

平成29年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号

議案第6号 議案第7号 議案第8号

議案第10号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費

款2 総務費 ただし項1総務管理費の 目5企画費の  
区分4ふるさと納税推進事業費を除く

款3 民生費 款4 衛生費のうち 項1保健衛生費の  
目1保健衛生総務費 目2予防費 目5保健施設費

款9 消防費 款10 教育費 款12 公債費

議案第12号 議案第13号

○産業常任委員会付託分

議案第9号

議案第10号 歳出のうち 款2 総務費のうち 項1総務管理費の  
目5企画費の区分4ふるさと納税推進事業費

款4 衛生費のうち 項1保健衛生費の目3環境衛生費

項2清掃費 款6 農林水産業費 款7 商工費

款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第11号 議案第14号

○予算特別委員会付託分

議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。お疲れさまでした。

午前11時32分 散会